

令和7年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和7年12月15日（月） 開会 午前10時
閉会 午後 2時58分

場所 第9委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長
戸野部直乃副委員長
栄寛美委員、松本義明委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤邦明委員、
高橋政雄委員、木村勇夫委員、中川浩委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
吉澤隆県土整備部長、加来卓三県土整備部副部長、
飯塚雅彦県土整備部副部長、伊藤太一参事兼河川砂防課長、
小山省吾県土整備政策課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、
奥広文建設管理課長、松井千依用地課長、永井儀男道路街路課長、
吉岡一成道路環境課長、田島清志河川環境課長

小山直紀収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]
伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市政策・公園局長、
中村克まちづくり局長、齊藤浩信都市整備政策課長、
石川修都市計画課長、荒井正之市街地整備課長、
遠井文大公園スタジアム課長、小松克枝建築安全課長、金澤圭竹住宅課長、
秋葉裕子営繕課副課長、高橋浩設備課副課長、武田敦弘産業基盤対策幹

北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事、
豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、
藤原直樹下水道事業課管路対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第122号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決
第126号	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第133号	埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第136号	訴えの提起について	原案可決
第137号	訴えの提起について	原案可決
第156号	指定管理者の指定について（戸田公園）	原案可決

第 1 5 7 号	指定管理者の指定について（吉見総合運動公園）	原案可決
第 1 5 8 号	指定管理者の指定について（荒川大麻生公園）	原案可決
第 1 5 9 号	指定管理者の指定について（和光樹林公園及び新座緑道）	原案可決
第 1 6 0 号	指定管理者の指定について（狭山稲荷山公園）	原案可決
第 1 6 1 号	指定管理者の指定について（まつぶし緑の丘公園）	原案可決
第 1 6 2 号	指定管理者の指定について（権現堂公園）	原案可決
第 1 6 3 号	指定管理者の指定について（越谷公園）	原案可決
第 1 6 4 号	指定管理者の指定について（特別県営住宅）	原案可決
第 1 6 5 号	指定管理者の指定について（特定公共賃貸住宅）	原案可決
第 1 7 0 号	市野川流域下水道の維持管理に要する経費の関係 3 町の負担額について	原案可決
第 1 7 1 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 5 号）のうち 県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決

2 請願
なし

報告事項

- 1 県土整備部関係
一級河川笹目川の特定期都市河川指定について
- 2 都市整備部関係
埼玉県建築物耐震改修促進計画の改定について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

栄委員

第122号議案、令和7年度埼玉県一般会計補正予算第4号に関して伺う。今回の12月補正予算のゼロ債務負担行為について、今年度は前年度と比べて、規模はどのような状況になっているのか伺う。

県土整備政策課長

県土整備部における令和7年度のゼロ債務負担行為額は、117億8,275万円である。対して前年度は、109億3,640万円で、比較すると前年度比約8%に当たる8億4,635万円の増額となっている。これはこれまでで一番多い額である。

栄委員

昨年度に比べて増加ということで、大きな増加幅にもなっているが、目的が、年度の最初の部分、4月から6月の工事量を確保できるようにと行っているが、平準化していく方向だと思うが、発注時期の分布はどのような状況になっているのか、もう少し詳細に伺う。

建設管理課長

発注の分布だが、公共工事は例年、年度末の第4四半期の方が多くなっており、第1四半期が少ないという状況になる。おおむね最近だが、平準化率は各年間の稼働件数を平均して、それに対する割合で第1四半期90%程度を目標としており、おおむね第1四半期が90%と、若干平均に比べれば少ない状況である。年度末が多いという分布になっている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

栄委員

- 1 都市整備部関係、第136号議案訴えの提起、家賃滞納について伺う。こちらの滞納している訴訟対象者について、これまで支払の催告などはどのように対応を行ってきたのか、これまでの取組について伺う。
- 2 第137号議案訴えの提起、権限のない入居者について伺う。こちらは名義人の退去後、残られた両名の方が、地位継承がなぜできなかったのか伺う。
- 3 第156号議案から163号議案までの指定管理者の指定について、まずは全体として伺う。今回の指定管理者の指定に当たって、それぞれの事業化計画が立てられているが、どのような新たな取組が提案されているのか。それについてどのような評価をされているのか伺う。
- 4 また、8公園のうち、複数応募があったのは2公園のみという状況である。1者のみの応募となっているのが6公園で、やはり複数の応募によって競っていただくことで、より良い提案を募ることができ、そのような必要性があると考えている。そこで、応募を増やす取組や工夫については、どのように行ってきたのか伺う。
- 5 第157号議案、指定管理者の指定、吉見総合運動公園の指定管理者に関して伺う。こちらは指定管理者が変わるようである。資料の6-3、3ページを見させていただいた。評価された点が記載あるが、こちらによると、設備の整備面で制約のある河川敷公園ならではの課題を解決するために、積立資産を活用した電気設備の整備という根本的な改善策を提案した点が評価できるという記載がある。こちらについてもう少し詳しくお聞きするが、河川敷公園ならではの課題とは何であるのか。積立資産を活用した、それから電気設備の整備、それぞれ何を指しているのかももう少し詳しく伺う。これらについて、積立資産を活用したとか、設備を更に作ったというところを、指定管理者として実施すべきなのかという点についても少し疑問があるため、これらも含め伺う。
- 6 下水道局関係を伺う。第126号議案、令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算第3号について3点伺う。1点目、破損管の復旧や県道の仮復旧のスケジュールについて、どのようになっているのか伺う。
- 7 2点目として、下水道管の破損及び道路陥没への対応として、工事費、補償費を含め、今回の補正で83億9,100万円が計上された。こちらはそれぞれ企業債10分の10となっている。全て企業債での対応という形である。国からの財源の手当てがない状況となっているが、適切な対応であるのか考えを伺う。
- 8 3点目として、今回の補正予算の中の工事費81億8,000万円について、設計等詳細なものは出されているのか伺う。

住宅課長

- 1 今回の家賃滞納に係る訴訟の対象者は、令和5年6月23日に入居している。その後、令和6年11月以降納付がないことから、12月の督促状の送付をはじめ、電話やメール及び訪問など、50回以上も対象者と接触を図ってきた。対象者の親族調査を実施し、名義人の母親等にも接触を図ったが、連絡がつかなかった。令和7年7月に、滞納6か月以上の法的措置対象者として検討を開始し、これまで検討を進めてきた。今回の対象者には、令和7年8月に訴訟の予告を行い、同9月に訴訟に踏み切る旨の最終通知を送付したが、家賃の納付はなく、訴訟対象者とするのはやむを得ないものと考えている。

- 2 名義人が死亡又は退去した場合において地位承継をしようとする場合は、対象者は地位承継の申請をしなければならない。地位承継には、名義人と地位承継を受けようとする者の双方に様々な要件が適用される。その全てに合致する場合に、承継が可能となる。今回の事案は、名義人の方が自己都合により退去したものである。名義人が退去した場合の地位承継できる要件は、婚姻の解消によるもののみとされており、今回の自己都合の退去は、地位承継の要件には該当しない。このようなことから、訴訟対象者とした。

公園スタジアム課長

- 3 指定管理者候補者の計画の中での新たな取組と評価だが、今回、例えば、戸田公園においては、現在ある戸田公園の中の管理棟を、公園の新たな交流の場、発信の拠点として位置付けし、地域ともっとつながろう、より一層深める多様な事業を展開していくところで、公園の管理運営の特性を生かしたものを使っていることで、評価をいただいている。具体的には、フリースペースの場をつくったり、こどもから大人までが集まれる場、そのような機能としての提案も頂いている。また、和光樹林公園だが、利用者からカフェなどの飲食ができる場が欲しいという声も頂いており、樹林の中にテーブルやベンチを複数設置し、森林浴をしながらカフェが飲めるような取組ができるということで、樹林の特性を生かした公園の管理運営をされていると評価があった。このほか権現堂公園だが、園地の一部をドッグラン事業で利用したり、また、養蜂もできるのではないかとということで、芝生広場を使った公園の管理特性を使ったことで評価されている取組があった。
- 4 現在の執行部では、公募前の段階に県のホームページで、公園スタジアム課が管理する全ての公園の指定管理期間を一覧で掲載し、その次の指定管理のタイミングが分かるようにしている。また、各公園の概要や特徴など、特に応募者が有効な提案をしていただけのような部分で基礎情報を分かりやすくまとめた資料があり、これまで県営公園の指定管理に応募いただいた企業へ出したりして、いろいろ募っている状況である。令和6年度からは特に県営公園の運営状況を公開し、応募に対して事前に検討が可能となるように、各公園の過去5年間分の事業計画書、事業報告書などの概要も掲載している状況である。引き続き、公募に関する情報を様々周知して、応募者の増加に取り組み、確保していきたいと考えている。
- 5 吉見総合運動公園だが、荒川の河川敷の中にある。管理事務所は河川敷ではないが、ほぼ河川敷の中にあるという状況であり、河川が増水すると冠水のおそれが出てくる場所である。特に、その増水時には、河川敷にある工作物、例えば、テニスコートなどの工作物、ポールなどの撤去や、川の流れて流下しないように流下防止措置のようなものが、河川管理者から求められている。そのようなところについては、河川法に基づく許可等もあるという制約もある。これが河川敷公園ならではの課題と捉えている。続いて、積立資産を活用した電気設備の整備とは何かということだが、今回応募されて候補になる吉見総合運動公園マネジメントネットワークの代表である埼玉県公園緑地協会で、協会の独自の積立資産を活用して、河川敷内に電源供給ができるような工事をしていきたいという提案があった。この工事の結果、河川敷の中に自動販売機が設置されたり、電気を使った各種イベントの開催が可能になるという提案も頂いている状況である。そして電気設備だが、指定管理として実施すべきかどうかということである、管理事務所は河川敷とは別の堤防の内側にあり、シャワー室や休憩スペース、自動販売機などが設置されている。一方河川敷は、テニスコートや野球場など運動施設しかなく、特段電気設備が設置していないという状況もある。今回指定管

理者から河川敷の有効活用策として、自主事業を行うに当たり、電源供給を行う提案があり、そこについては、オーケーということで進めているという状況である。

下水道事業課長

- 6 破損管の復旧については、現在新しい管の布設を施工しており、この新しい管の布設は年内完了の見込みである。年明けに管更生を終えた後、現状は仮排水管に流れている汚水を、新しい管の方へ切り替える予定である。その後の仮設物の撤去やチュウ4マンホールの復旧等についても、補正予算の議決を頂き次第、並行して現場状況の確認、測量、材料手配など準備工に着手する予定である。県道については暫定2車線での供用に向けて、現在設計や準備を進めており、年明けには本格的な工事に着手し、令和8年4月に暫定供用を開始する予定である。
- 7 今回計上した補正予算のうち、国庫補助金の対象となる経費については、現在国の補正予算も併せて要望しているところである。国庫補助金が交付決定されれば、財源を企業債から国庫補助金に財源更正したいと考えている。国庫補助金は申請時期や交付時期が決まっているため、企業債を財源に補正予算を編成したことについては、適切な時期に着工するためにはやむを得ない対応だったと考えている。
- 8 12月補正予算で予定する工事としては、県道仮復旧、仮設物撤去などがある。早期復旧に向け適切な時期に工事着手するため、これらの詳細な設計等は、現在、並行して対応中という状況である。

栄委員

- 1 第136号議案、訴えの提起、家賃滞納に関して、先ほどの答弁で、9月に最終通知を出したが応じなかったということで仕方ないと思う。裁判に勝訴した後、どのように手続が進んでいくのか、スケジュールについてもどのように進んでいくのか伺う。
- 2 下水道局関係だが、2点目に伺った下水道管の破損及び道路陥没への対応に関する工事費、補償費の関係で再度伺うが、こちらの83億の中には、既存インフラ施設管理者への対応ということで、こちらの補償に関する予算も入っているが、今回計上が2億1,100万円になっているが、これで全てと考えてよいのか伺う。

住宅課長

- 1 勝訴した後、自主的に退去いただけない場合は、強制執行により住宅の明渡しを行っていく。なお、その際に家財道具などが残っていることもある。そのような場合は、裁判所の執行官の立会いのもと、業者が運び出して処分することとなる。

下水道局副参事

- 2 今後県道の本格復旧に合わせて予定する各インフラ施設の本格復旧、道路の下にまた整備するわけだが、これに係る補償に関しては、別に対応させていただく予定である。

松本委員

- 1 都市整備部だが、議案の164号、165号の関係で、管理者の指定、特別県営住宅と特定公共賃貸住宅の関係だが、先ほど冒頭の説明の中で、そもそも県営住宅の話もあったため、それと絡めてまず大事なことを伺う。令和4年の予算特別委員会において、藤井委員から、令和8年度から始まる次回の指定管理委託に関しては、県営住宅を取り巻く環境の変化も見据えた上で、管理代行制度と指定管理者制度を比較、検討し、丁寧

に進めていくと質疑に対して答弁があったが、それを踏まえて、今回も同じように管理代行で出ているわけだが、どのような検討がされ、どのようなポイントで比較、検討されたのか伺う。

- 2 他県の状況を調べたところ、住宅供給公社があるにもかかわらず、県営住宅の管理を管理代行ではなく、指定管理にしている自治体もある。指定管理の方がメリットがあるという判断だと思うが、それぞれの制度のメリットとデメリットをどのように比較し、埼玉県では管理代行という選択になっているのか伺う。
- 3 特別県営住宅と特定公共賃貸住宅について、公募で競争させるのではなく随意契約とした理由について伺う。
- 4 下水道局関係である。市野川の関係だが、滑川町、嵐山町、小川町の3町の関係だが、維持管理負担金の単価の増額改定は、各市町村の下水道料金にも影響する中で、県民の負担がどの程度増加すると見込んでいるか伺う。
- 5 3町から意見を聴いている、そしてこの資料にあるとおり同意を得られているというのは理解したが、各3町からどのような意見が出てきているのか伺う。

住宅課長

- 1 令和8年度以降の県営住宅の管理方法については、これまで以上に丁寧に検討を進めてきた。検討に当たっては、他自治体での管理状況を把握するため、令和5年度に都道府県と政令市へ状況調査を行った。また、令和6年度には、特徴のある自治体へのヒアリングも実施している。加えて、業務効率化の観点からコスト面と、住宅困窮者に対する居住支援であることから、入居者への福祉的サービスの2点について比較をした。まずコスト面については、指定管理代行制度と比較して試算をした結果、指定管理者制度の方が割高になった。次に、入居者への福祉的サービスについては、他の自治体で指定管理者が行っているサービスと、管理代行者である埼玉県住宅供給公社が現在行っているサービスの比較を行ったところ、埼玉県住宅供給公社が行っているサービスの方が、他の自治体における指定管理者よりも手厚いという結果になった。
- 2 令和5年度に行った先ほどの全国調査の結果によると、管理代行を担える立場である住宅供給公社を有する29の都道府県の管理状況は、管理代行制度が16、指定管理者制度が10、両制度を併用しているのが3であった。分析の結果、本県が考える管理代行制度と指定管理者制度のメリットだが、まず、管理代行制度のメリットは、権限行使も含めて公社に一括で委任できるため、ワンストップでサービスが提供できることに加え、自治体側での業務量や職員数を抑えられるということである。一方、指定管理者制度のメリットについては、価格競争によるコスト縮減や民間事業者独自のサービスが期待できるということである。各自治体によって事情は異なるが、本県としては先ほど申し上げたとおり、コストとサービスの面を重視し比較検討を行った。
- 3 令和7年9月1日現在の住宅管理戸数は、県営住宅が333団地27,000戸、特別県営住宅が6団地770戸、特定公共賃貸住宅は4団地の26戸であり、特別県営住宅と特定公共賃貸住宅は、全体の3%にも届かない。そして、特別県営住宅と特定公共賃貸住宅の多くは県営住宅に併設されている。大部分を占める県営住宅については、管理代行による管理を予定していることから、効率化、スケールメリットを考慮し、一体的に管理することが合理的と考えた。また、特別県営住宅は県営住宅と同様に、低所得者層が多く入居するために、住宅困窮者に対するサービスが必要となるが、埼玉県住宅供給公社は、住宅困窮者向けのサービスについてノウハウを持っている。このようなことから、特別県営住宅と特定公共賃貸住宅の管理については、埼玉県住宅供給公社が適

しているものと考え、公募ではなく、埼玉県住宅供給公社を相手先とした随意指定により指定管理とすることとしたいと考えている。

下水道管理課長

- 4 県民の皆様が実際に支払をしていただく下水道使用料は、各市町が条例により定めており、維持管理負担金の単価改定への対応を含め、下水道使用料をどのように改定するか、これはしないかも含めてになるが、各市町の判断となる。今回単価の改定の対象となった市野川流域は、滑川、嵐山、小川の3町があるが、まず、滑川町は今年の6月に条例を改正し、下水道使用料を引き上げることにしていると伺っている。それ以外の嵐山町と小川町は、こちらも9月に条例を改正し、来年の4月から下水道使用料を引き上げる改定の見込みと伺っている。町での下水道使用料の改定については、下水道事業審議会で審議をされているが、滑川町や小川町が公開をしている下水道事業審議会の答申書によると、この増額の改定理由は、流域下水道の維持管理負担金などの諸経費の増加であったり、また、人口減少、それから節水機器の普及により、下水道使用料の収入が減少することにより、下水道使用料を改定するとされている。このため、下水道使用料には、皆様の自宅や事業所までつながっている公共下水道の維持管理費も含まれているため、流域下水道の維持管理負担金の単価改定の影響だけを特定することは難しいところだが、今回単価を87円から105円に18円の増額改定をしているため、これを単純に試算すると、平均的な家庭の1か月の使用量、20立方メートルとされているが、それであると1か月当たり360円、年間で4,320円の影響が見込まれている。ただし今回、滑川町は現行の下水道使用料の2,530円を3,135円ということで、約24%の増、また、嵐山町は同じく2,530円が現行の使用料だが、これを3,685円に改定するというので、町によってその改定率、改定額とも差があるため、なかなか流域下水道の維持管理負担金の影響だけを説明するのは難しいと考えている。
- 5 3町とも共通の意見を頂いている。大きく分けると二つに分かれており、次期単価改定に対する意見と覚書に対する意見とであり、次期改定単価に対する意見としては、そのまま読み上げさせていただくが、流域下水道は埼玉県の河川の水質保全を大きな目的としており、特に北部流域は、その目的を達成するための重要な役割を担っている。しかしそのことが考慮されておらず、単価格差は約3倍まで広がっている。埼玉県的一般会計からの繰入れ等により格差を解消する措置が必要である。さらに、埼玉県として県内流域下水道の維持管理負担金単価の平準化の実現を目指すことを目標に、流域の再編などを念頭に方向性を明確に定め、その方向性に沿った次回の改定を実施することを覚書に明示することを条件とし可とするという意見。それから覚書に関する意見としては、今後において、埼玉県として、県内流域の再編などの具体的な方策により、各流域下水道間の格差解消、平準化を達成する方向で次回改定を実施することを覚書に明示することと意見を頂いている。

松本委員

- 1 164号と165号の関係だが、大きく2点伺う。まずコスト面について伺う。コスト面が有利だと話があったが、そもそもどのような比較をしてコスト面が有利だという判断に至ったのか。例えば、予算委員会の中で藤井委員も言っていたが、大阪府ではコスト面が削減できるから管理代行から指定管理に変えたということもあったが、それがどのような判断なのか、定量的な部分がどのように検討されたのか伺う。

- 2 先ほどの答弁で、97%の県営住宅があるから、その3%の特定の部分との関連があることはよく分かったが、それであればこそ、この管理代行に97%の一般の県営住宅を決めるプロセスが、全然公開されないといけませんが、制度的には管理代行の場合は、知事の権限で議案にもせず決定できるが、なぜこの管理代行になったのかということで、結果的に住宅供給公社が良いというのであれば、よりそれを分かる形に示す、公にしながら進めるべきと考えるが、その公表の部分はどのように考えて議案に至っているのか伺う。

住宅課長

- 1 こちらについては、細かいところについてお示しできないが、管理代行制度と指定管理者制度で異なる部分としては、指定管理者制度で担えない部分として、入居者決定など権限行使の部分がある。県が直接実施することとなるこの権限行使の部分のコストも含めると、指定管理者制度の方が若干割高になったと検討をしている。
- 2 可能な限り行政に関する情報を公開していくことは重要と認識している。一方、どのような事業手法を採用しているかなど、取組の内容によっては、置かれている環境や状況などを考慮した上で、様々な角度から総合的に検討を要するものもあり、公表になじまないものもあると考えている。公営住宅の管理手法については、様々な角度から総合的に検討を要するものなどに該当すると考えており、そのプロセスを広く県民に公表することはなじまないと考えている。

松本委員

コスト面だが、令和4年度の予算委員会でも丁寧に比較検討するとあったため、先ほど言ったとおり、指定管理にしたら確かに管理代行では担える業務が担えなくなる、そのようにしたら、そこに県の職員が何人必要になり、どれぐらいかかるという部分の、数字的な比較は、感覚ではなくされているのかされていないのか、そのような資料があるのかどうかということだけ最後に伺う。

住宅課長

コストの比較の件に関しては、実際にかかるコストについて、具体的に試算をして検討をしている。

中川委員

- 1 松本委員の質疑にも関係するが、まず大枠の話をする、今回皆さんの年収が250,000円上がる。議案第171号によって上がる。大企業と同じレベルを要求されているはずであるのに、今の住宅課長の答弁でよいのか。10年前と答弁が絶対変わっていない。私は県土都市整備委員会に10年ぐらい所属しているが、連続ではなく、14年前から、この厳しい経済状況の中で、何も見直しをせず随意契約をし続けるのは、もはや昭和の時代と全く県庁は変わっていないという感じがし、先ほど申し訳なかったが、書記へ私が言ったのは、当初は反対する予定ではなかったが、今の答弁のままでは申し訳ないが賛成の仕様がないために、1個1個質問させていただく。まず、下水道料金の改定だが、県庁の方が恐らく誤解されているのは、大野知事が言っている価格転嫁は、極めて民間だけの話で、県庁がこの物価高の中で価格転嫁をしてよいのか。皆さんは250,000円上がるが、一般の方はそのような暮らしの方はほとんどいない。これについてまず伺う。

- 2 八潮の工事で、今回の予算でおおむね280億円ぐらいに総合計がなろうかと思うが、1か所の陥没で、私が住んでいる狭山市駅前の開発で、当初予算280億である。駅前1個ができてしまう。下水だから一般の方は目に見えないので、280億と言われてもリアルではないが、私にとって280億は大変リアルである。その上で、前回の下水道事業管理者の答弁では、できるだけ住民負担、要は先ほど私が1個目に申し上げた下水道料金に改定につながらないように、国に要望していくといったような答弁だったと記憶しているが、あれから3か月がたち、いろいろ国が、これは難しいと言っている部分の打合せもあるかと思うので、今保障されている、住民負担を避けられる割合はおおよそ何割であるか伺う。
- 3 必要があれば都市整備部長に答弁をいただきたいが、164号の住宅供給公社、私の住んでいる町の県営住宅の例を出すと、県営住宅の住民の管理費を組織的に使い込みをしてしまうような県営住宅もある。以前から県土都市整備委員会で、都市整備部に申し上げているが、先ほど住宅課長が答弁していたノウハウは、私にとってはあると思えず、具体的に部長が都市整備部に着任されてから、住宅供給公社はどのような戦略的な改善が見られたのか。合理的と言われているのは、私から見ると、県庁にノウハウがないだけなのではないか。皆さんには、繰り返し申し上げるが、大企業と同じ処遇を受けているため、大企業と同じレベルが当然ながら県民から要求されて然るべきだが、明確な答弁をお願いする。
- 4 133号の都市公園についてと、122号の債務負担行為の部分を一括して伺うが、利用料金だが私は前向きに捉えていて、担当課と事前に打合せをさせていただく中で、まず25年たったさいたまスーパーアリーナ、興行会社、例えば、私はアイドルのことはよく分からないが、パフュームであるなど、興行会社と打合せをどのレベルでされて、さいたまスーパーアリーナの改修に当たられているのか。今後、もし興業会社と打合せをされていないのであれば、しないのかするのかを伺う。
- 5 埼玉スタジアムだが、私はサッカーが大好きで、赤組もオレンジ組も、そして私の愛するエルフェンも、サッカーが大好きで仕方ない立場で伺うが、浦和美園駅も県営で、埼玉スタジアムも県営であるため、駅から歩いてわざわざ埼玉スタジアムに歩いて、サッカーに高いお金を払ってくる方の動線について、県庁はどのような戦略を持っているのか。さいたま市と協議していくではなく、先ほどの住宅課長の答弁と同じだが、県庁にノウハウがない中で、例えば、公園緑地協会と対峙しようにも対峙ができないと思うが、具体的に伺う。

下水道管理課長

- 1 流域下水道の維持管理に要する費用は、市町村に代わって都道府県が雨水排除又は汚水処理を行い、それに要した実費が基本となっている。このため単価を見直すときに、その流域に累積黒字があれば、累積黒字を単価の抑制に活用をしている。この市野川流域下水道についても、令和7年度末で見込まれる累積黒字を活用することで、単価を5.9円引下げている。流域下水道事業は、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性を持って事業を継続をしていく、独立採算制の原則が適用されることから、労務単価やエネルギー価格などを維持管理負担金に適切に反映し、下水道事業を安定的に継続することが重要と考えている。一方で、コストを意識した事業運営、コスト削減に取り組むことで、維持管理費をできる限り抑えていかなくてもはならないと考えており、そのように取り組みたいと考えている。

都市整備部長

- 3 住宅供給公社が管理費等を使い込んでいるという事実はない。自治会等で、共益費や、自治会費等を徴収をして執行しているものに関しては、県も住宅供給公社も関知をしていない。住宅供給公社は、私が着任してからどのような戦略的改善が見られたかということであるが、住宅供給公社は、低所得者層が多い県営住宅等に関してサービスが必要だが、そのサービスに関してノウハウを持っており、いろんな声に対して丁寧に対応している。今後も、そのような高齢者等が増えていくことが考えられるが、見守りサービスなど丁寧を実施していく。

下水道事業管理者

- 1 先ほど課長から下水道料金の改定について話をさせていただいた。持続的な下水道インフラ管理運営のためには、掛かる費用の価格転嫁のため、負担金の改定は必要であると考えている。
- 2 八潮の工事、280億円をできるだけ国に要望して、どれくらいの割合が国からもたらされるのかという話だが、現在国の採択要件に沿って国に補正予算の要望しており、現在国でも予算を審議中である。現時点で予断を持った答弁は控えさせていただく。

都市整備政策課長

- 4 さいたまスーパーアリーナの改修に当たり、興行会社であるイベント会社に打合せをどのレベルで行ったのかという質問だが、さいたまスーパーアリーナを管理している株式会社さいたまアリーナについては、アリーナにも専門家がいるため、そことイベント主催者で適宜日頃からヒアリングをしており、今回の改修工事の計画についても、株式会社さいたまアリーナ、埼玉県と建設側の方と情報を取り、今回改修した例だが、音の大きさのばらつきがあったということをイベント主催者のから日頃から聞いているので、更新の際に音響設備の改修に反映した例もある。もう一つの質問で、今後はどうするのかということだが、スーパーアリーナについては、音楽イベントを含め多目的施設だが、そのような専門的な知見も必要であるため、今後もイベント主催者の方から使い勝手や要望について、丁寧に指定管理者の方で伺っていききたい。

公園スタジアム課長

- 5 埼玉スタジアムだが、私も先日興梠選手の引退試合、日本代表戦も含めて、駅を使って埼玉スタジアムに行っているが、現在浦和美園の空間にキッチンカーを置いたりして、一時的に滞留、少し食事しながら、そのような中で少し歩くだけではなく、そこに楽しみを持たせるような取組も、埼玉高速と連携して行っているところである。またそれだけではなく、浦和美園駅からバスで埼玉スタジアムに行くこともあり、距離を少しでも感じさせないような取組をしている状況である。どのような戦略かということについても、現在その土地が埼玉高速であったり、場合によっては埼玉スタジアムであったり、場合によっては浦和美園駅に車を停めてということでイオンがいろいろ活動をしていることもあるため、そのようないろいろな関係の方と連携をしながら、空間づくりに努めていきたい。

中川委員

- 1 まず、下水だが、課長の答弁は9月議会と何ら変わらないと思う。50人も職員がいるので、時間の管理もお願いしたいと思っているが、私は、生活が厳しい人にとって

は先行きの見えない物価高であるのでという観点で、何も課長はそれについて触れずに、淡々と昭和の時代と変わらない答弁をしているので、違った観点で伺うが、今年など皆さんの努力で、この値上げを幾ら圧縮できたのか、その観点で伺う。

- 2 八潮の280億だが、管理者の気持ちを配慮して質疑させていただくが、今までの議決された予算の中で、課長に答弁をいただきたいが、280のうち幾らが国の補助が付いている金額であるか伺う。
- 3 都市整備部長にお願いしたいのは、私が申し上げたのは、住宅供給公社の使い込みではなく、県営住宅に住んでいる組織的な使い込みと申し上げたので、事実はある。デジタルトランスフォーメーションであれば、そのような重要なことは何年たとうが、住宅政策を所掌する都市整備部で何回部長が変わろうと、実は私がこれについて質疑するのは初めてではない。少なくとも2回以上、県土都市整備委員会で質疑させていただき、部長が悪いわけではないが引継ぎがない。だから、恐らく部長は何を言っているのかと、私が最初に申し上げたときには思っていたかと思うが、そのようなことも住宅供給公社は部長に伝えていない。だから、少し質問の仕方を変えるが、今のような話を聞いて、どのような協議が必要だと思うか伺う。
- 4 スーパーアリーナだが、答弁を伺っていると、指定管理者とは意見交換するけど、ライブやバスケットボールの試合など、実際に使う方が、本当はこのようにしたいということを、指定管理者に言えているのかどうか。県庁としてお客様アンケートでもやらないと分からないと思ったため、県庁が、興行会社と今後、意見交換をする必要があるのではないかと聞いたが、確認のため伺う。

下水道管理課長

- 1 市野川流域は、現在包括的民間委託を導入をしている。包括的民間委託を導入する前と比べて、包括的民間委託を導入することにより、コストが1割程度削減できたことを確認している。今回の単価改定に当たっては、累積黒字を活用することで単価を5.9円引下げているが、この累積黒字については、運転管理の工夫や、そのようなコスト削減によっても、この累積黒字が生まれていると考えている。なかなか幾ら圧縮できたのかというところを、今少し説明することが難しいが、運転管理や薬品など様々な工夫によりコスト縮減を図った結果が、累積黒字を生み、その累積黒字を活用して単価を引下げたということである。
- 2 八潮の280億円について、国の補助は幾ら付いているのかということである。国庫補助については、現時点では、令和6年度末の予備費の45億円が国庫補助金である。残りは、現時点では財源を企業債としている。ただ、企業債については、その償還のとき、元利償還金のうち国庫補助事業の場合は約70%、県単独事業の場合は約44%が地方交付税で措置をされることになっている。そのため、現時点で企業債の元金、償還金ベースでは、国庫補助金、また、地方交付税措置がなされない部分は約119億円と見込んでいる。ただ、地方交付税の措置率が、国庫補助事業の場合は7割、県単独事業の場合は4割強ということであるため、今後、国庫補助事業が認められれば、更に企業債の元金償還金は下がるものと見込んでいる。

都市整備部長

- 3 公社から県に対してどのように伝わるか、協議がなされるべきかという質問である。県と公社については、定期的に会議等を行っている。そのような中で、必要な課題等に

ついて議論をしていきたいと思っている。今後も必要なことについては、しっかりと公社から県に伝わるように努めていく。

都市整備政策課長

- 4 指定管理者の制度だが、公の施設を県に代わって民間事業者に管理、運営していただいている制度であり、一次的には指定管理者のアリーナが日頃の要望を伺うのが原則だが、必要に応じて要望があれば、県の方も一緒になって話を伺うことも行っていきたい。

中川委員

皆さんやここにいる私たちも、県民が税金や社会保障料や公共料金を払えず、死なないようにすることが一番の仕事だと思っており、私の役割はこどもの養護であり、現状埼玉県内のこどもの自殺は過去最悪の状況で、当然ながらそれは社会情勢、物価高を全く影響がないとは誰も否定できないと思うため、現時点でどのように、下水道管理課長が答弁されたことを、例えば私が当該流域の議員であったら、駅で「申し訳ないが値上げになる。」と、正直言って殴られそうで、住民の方に怖くて仕方ない。殴られるのが怖いのではなくて、何を言っているのか、ということが怖くて仕方ないので申し上げたが、2回目の答弁でも、下水道管理課長の答弁には物価高という部分が入っていないが、ベクトルは上がらないのか。過去最悪の先行きの見えない物価高だが、先ほどの280億に関しても、直近の値上げする部分に関しても、具体的にどのように圧縮したか、本当に金額を出すことができないのか。物価高はこの2年であるがいかがか。

下水道管理課長

コスト削減の努力はしている。ただ、コスト削減をどのぐらい圧縮できたかという金額については、少し試算が難しいところである。物価高で、皆様が苦しい生活をされていることは承知しているが、だからこそ、コストの削減には全流域で取り組んでまいりたいと考えている。

中川委員

北田さんに管理者が変わられてからチャンスが来たと思い、長年下水道事業管理者に、下水道業務をもう少し民営化できないかと、2代前までの管理者の方には申し上げても、このような管理者とのやり取りは正直できなかったため、そのような部分で、今後、下水道管理課長が物価高でもコストをどれぐらい削減できたかとは言えないという答弁であったが、次の議案になるときに、少しでもコスト削減について、これぐらいは少なくともコスト削減をしたという答弁は不可能であるか。その1点だけ伺う。

下水道事業管理者

中川委員の話されているコスト縮減という部分に関しては、値切りという意味でのコスト縮減、要は、適正な金額を払う価格を引き下げることではなく、適正な価格を払うということは我々はしなければならないと思っている。しかし効率的に、例えば、使用料を削減するとか、電気料金もそうだが、そのような効率化をしていくことに関しては、努力をさせていただいているつもりであるため、その辺はお示しできればと思う。

戸野部副委員長

- 1 下水道部関係、126号議案の令和7年度流域下水道事業会計補正予算について、3

点ほど質問する。これまでの工事はスケジュールどおりに進んでいるのか伺う。

- 2 今回補正予算を大きく組まれたが、この工事による騒音や臭気など、住民への新たな影響がどのようなことが想定され、また、住民に対する説明などどのように対応していくのか伺う。
- 3 今回のこの事業内容の中に、市道の舗装修繕も含まれていた。道路陥没の影響の部分であるので、これも県が負担すべきものと感じているが、八潮に関わることで県が負担すべきことなど、ほかにあるのか伺う。

下水道事業課長

- 1 先ほど説明させていただいたとおり、現在令和8年4月をめどに、県道を暫定的に2車線で開通させるように工事を進めている。当初の施工現場においては、作業スペースが狭いことや、高濃度の硫化水素が常時発生することのほか、下水の大部分をバイパス管に迂回できたものの、どうしても完全に止水ができないなど、大変厳しい制約のある作業環境であった。しかし現在においては、工事の関係者の努力もあり、そのような点はコントロールできるようになったため、何とかおおむね予定どおりに工事を進められているというところである。引き続き、早期復旧に向けて取り組んでまいりたい。
- 3 今回の補正では、交通規制の影響を受けて交通量が増加した市道の舗装修繕を計上しているが、それ以外では今後の予定も含め、八潮市の雨水幹線や水道の復旧、交通安全対策などがある。

下水道事業課管路対策幹

- 2 新しい工事でも、引き続き騒音や振動、あるいは下水道工事特有の臭気による影響が想定される。騒音、振動については、作業方法の工夫や、必要に応じて作業時間を見直す、あるいは低騒音、低振動タイプの機材を活用するなど、極力周辺の住環境に配慮していく。臭気については、新しい管の布設が終われば、汚水による臭気が外に出る部分が大幅に減少するため、完全になくなるとは断言できないものの、一定程度収まると考えている。しかしながら、新しい工事では一時的ではあるが、どうしても開口部ができてしまう工程があるため、そのような場合には、臭気を抑制するミストの散布や硫化水素の発生を抑制する薬剤の投入など、臭気対策をしっかりと行っていく。また、これらのことについては、住民の方々に対しては、かわら版を活用し広報に努めてまいりたい。

戸野部副委員長

- 1 住民への対応については、しっかりとまた丁寧に個別にやっていただきたいと思う。
(意見)
- 2 そして再質問だが、八潮市に関わる部分だが、まだこれから県が負担すべきことがあるというところだが、八潮市の要望にしっかり応えられているのかどうか伺う。

下水道事業課長

- 2 八潮市とは適宜意見交換をしながら進めている。十分に対応できているのかということも含めて、市の意見を聞きながら対応を今後してまいりたい。

諸井委員

- 1 都市整備に幾つか伺う。まず、133号議案、都市公園条例の一部を改正する条例だ

が、使用料の上限を改定して上げるとなっているが、具体的に利用料がどのくらいに設定される、上限が上がっただけであり、実際に使用料は幾らぐらい上がるということはもう決まっているのか伺う。

- 2 利用者はどのような影響があるのか、又はあるだろうということを想定しているのか伺う。
- 3 埼玉スタジアムは特別扱いで一つだけ、1時間120万円以下となっているが、分かりやすく比較すると、例えば、国立競技場など、そのようなところと比べてこの料金というのは、どのように見れば良いのかということ伺う。
- 4 指定管理料もこれに伴って上がっていると理解をするが、指定管理でやっている公園がほとんどだが、指定管理の意義とすると、民間の活力で、その中にコストの縮減なども入っているが、指定管理料が上がり、そして利用料も上げるとなると、指定管理の意義から離れていくような気がするが、その辺について伺う。
- 5 指定管理の話にも触れたので、指定管理の指定についても質問をするが、先ほどからまず議論があった中で、住宅供給公社もそうだが、どのようなプロセスでこのような結論になっているのかがまず分からないと、判断しようがないということは松本委員がおっしゃったことと私もかぶると思うが、それをやはり明らかにするべきではないかと思うが、それについて答える気があるかどうかを伺う。
- 6 これも指摘されていたが、1者のみというのが多い。二つ以外は応募そのものが1団体ということであると、指定管理の制度の競争を促して民間の活力を導入するということが趣旨だが、競争がない、1団体しかないと、そして民間の活力といっても、県から人がいっぱい出向しているような団体が、1団体で取るというようなことになると、実質これは直営で行っているのと大して変わりがない。指定管理の意味がないと思うが、この辺のことについてどのように考えているのか伺う。
- 7 選定の委員だが、誰がどのような観点で選んでいるのか、微妙に選定委員が違うがほとんど同じで、公園によっては誰かが抜けているということがあるが、基本的には同じ人であり、これを見ていると、公園の管理運営やそのような専門家というよりも違う専門家がかなり多い。災害にジェンダーの視点を入れろなど、こどもの福祉のことが専門であったりや、そのような方々が、どのような観点で選考委員としてふさわしいとして選ばれているのかということと、選考理由もほとんど定型文のようなものが多いが、そのようなことから、何か例年このようであるから毎回同じでよいと、そのような選定が行われていると判断をするが、それについてどのような見解を持つか伺う。

公園スタジアム課長

- 1 利用料金の改定に当たっては、県では条例の上限は定めさせていただくが、具体的には指定管理者が県に利用料金の変更の申請を行い、県が承認していく形になる。利用料金の承認に当たっては、今回は物価や人件費などの上昇分もあり、施設によっては他県との状況や、同種、同規模の、例えば、スタジアムであれば、代表戦などの格があるところ、そのようなところと料金を比べながら、実際の料金を考え、承認をしていくものである。
- 2 現在の利用料金に当たっては、有料施設として使っているが、基本的には利用料金として一定の負担をいただきたいと思いますっており、今回の物価高や人件費が上がっている状況の中で、現在の利用料金では、公園の施設を管理する質を確保することが難しいという点で、今回上限にぎりぎりになっているところについては、上限を上げさせていただきたいと考えている。引き続き、利用料金の改定があるが、県民の利用者の皆様に満足

いただけるような取組をしていくとともに、場合によっては、新しい提案や利用者を増やす取組も考えていきたい。

- 3 120万円ということと、国立などどのように比較をしているのかという質問であった。埼玉スタジアムは、日本代表戦が行われるなど大規模な集客施設でもある。その利用料金の上限額を検討するに当たって、収容人数が60,000人以上で日本代表戦が行われるような、いわゆる埼玉県外からいろいろな人に来てもらう大規模集客施設と捉える中で、国立と横浜の日産スタジアムが該当すると思う。その中で特に、過去5年間で日本代表戦が行われているスタジアムが、国立と埼玉スタジアムという状況もあったため、国立の部分と比較を行いながら検討をした。スタジアムでもあるため、施設のポテンシャルをどのように数値で表すのかという点については、利用者のアクセス性や、その場所の土地の地価、そのような部分を比べたときに、埼玉スタジアムは国立と比べたときにどのようであるか少し比較してみると、国立競技場の大体3割分ぐらいが埼玉スタジアムのポテンシャルになるかと考え、今回、国立競技場の上限の料金があるため、その上限上の料金の3割分という形で検討し、はじかせていただいた。
- 4 指定管理制度については、民間が持つノウハウを持ちながら、効率的かつ効果的な運営をしていただくと同時に、民間が持つ能力によって自主事業をしていただき、自主事業の収益も入れ、かつ利用料金の収益も得て、それで公園施設を動かしてもらうものであり、その部分でも、公園の全体の運営や管理など厳しい部分については、県で指定管理委託料を出し、公園の全体の運営をしているという仕組みである。利用料金が上がることにより、場合によってはその収益が更に出る可能性もある。それによって、全体の収益により指定管理の委託料も少し低減することも可能だが、そこについては、引き続き指定管理者と調整しながら進めていく。
- 5 審査に当たって、指定管理者を希望する団体には、指定管理者の申請書や、あとは法人の登録名簿とした形式な書類審査だけではなく、提案内容を具体的に聞き、事業計画書を頂いている状況である。1次審査では、提出された書類を基にして申請者が備えるべき資格などを事務的にチェックしている。2次審査だが、まずは指定管理制度についてきちんと理解をされているかどうか、公園施設でもあるため、公平かつ平等な利用についても考えられているか、あとはそのような基本的な部分もあるが、サービスの向上や、取組、効果的かつ確実な管理ができるかという視点でも捉え、2次審査においては、選定委員による応募者に対しての質疑応答も行い、最終的には1次審査の点数と2次審査の点数で加算をして評価を行っている。
- 6 指定管理者制度のメリットは、民間のノウハウを活用してもらうことが重要で、しかもそれを公募によって募ることが重要かと考える。公募により競争原理が働き、結果的には質の高いものができると思うが、今回複数応募がなかったところもあるが、結果的に1者となったが、そこは複数応募がなかった場合でも、そのような中で公募することにより、緊張感が働き応募してくれていると思う。結果的に1者となったが、県としてはそのような形で公募ができるように、先ほど栄委員からも質問があったが、たくさん応募をしていただけるような取組をしながら対応をしていく。
- 7 公園の指定管理に当たっては、先ほどあった適正な利用許可がしっかりとできているかということもあるが、広場や植栽の管理をする能力であったり、公園の中には遊具があるため遊具の管理ができる能力、あとはもう一つは、災害時には緊急一時避難場所になったりするところもあるため、そのような危機管理や事故対応についての能力、あともう一つは経営基盤など、そのような様々な能力が非常に求められていると捉えている。そのような能力が備わっている方を適切に判断するため、選定委員には

各分野の専門家に就任をお願いし、専門的知見を生かしているという状況である。公園によっていろいろ変わるため、その都度公園により変えたりなどしているが、例えば、防災を専門とする委員や、都市緑地に関するということで行っている。また、令和5年4月にこども基本法ができたこともあり、こどもと公園は非常に親和性が高いため、こども、若者への公園が果たす役割を含めて、今回こどもの専門家についても専門委員として入れさせていただいた。

諸井委員

- 1 利用料について話としては分かったが、結局県民としての負担がどのようになるか、誰の負担がどのように増えるのか、今の説明を聞いていても全く分からない。上げるにしても、県が承認するというので、そこにワンクッション、指定管理が勝手に付けているわけではないということはよく分かったが、全体として値上げを許容するような話だったと思うが、この値上げの理由の中に路線価についても入っているが、公共の施設、公共の公園は固定資産税などは払わないため、路線価などそのようなものを理由にすることも、少し理屈としては通らないかと思うし、人件費や物価高騰はもちろん分かるが、なぜそのようなものを免除されているのかは、公的な意義があるからであり、そのようなものを全部転嫁するのであれば、最初から民間がやれば良いだけの話で、公的なものであるから、そのようなものが免除されているから、低廉に県民が使えるという意義があるわけだが、何でもそれを理由に値上げをしていけば良いということであれば、最初から県が持つ必要もないと思うが、どのように考えているのか。
- 2 国立競技場の評価ということは、それは一つの評価であるため、よく分かったが、最近の代表選を見ていると、国立はもちろん行っているが、日産横浜スタジアムというよりは、吹田や広島など行うケース、豊田スタジアムなども含めてだが、そのようなところと比べて果たしてどうなのか伺う。
- 3 値上げは良いが、大規模改修などそのようなものが行われたから、施設が充実したから値上げするというのは分かりやすいが、そのようなものも示されていない。そのような計画があるのであれば言うていただければと思うが、大規模改修やそのようなスケジュールはなく、施設としては2001年オープンであるため、20年以上たっているわけで、減価償却という部分もある。当然住宅などであれば、20年もたてば価値が下がるわけだが、そのようなことはどのように加味しているのか、考え方について伺う。
- 4 指定管理について1者のみが多いということだが、大体公園緑地協会が先頭に立つ、あるいは緑地協会そのものを行うという場合が多いが、はっきり言って競争性がない。公募をしているとは言っているが、大体緑地協会を選ぶことになっている。逆に聞くが、緑地協会が選ばれなかったことはあるか、それを伺う。
- 5 今まで、公募に応募して落ちたところも含めて、いろいろ話を聞いたことがあるが、埼玉県のパーク指定管理の公募、民間の会社からすると応募しても意味がない、応募しても選ばれないという声を非常に聞いている。埼玉県のこの制度は、江戸時代みたいな、要するに一つの団体と県が、悪代官が一つの業界、団体とくっついて、それを選んでいく。公募というように、それを公に発表することにより、その公益性をカムフラージュしているが、実際は決まっているため応募しても意味がない、というような声を聞いているが、それでも公募をしているから良いとなるのか。実際、公募に応募していない。今見ただけでも、二つしか複数応募しているところはない。つまり、応募しても無駄だと思っているからこそ、応募をしないということだと思うが、そのような状況については、どのように考えているのか。また公募という形を続けてさえいれば、そのよう

なことが公平に行われているということになるのか伺う。また、ほかが応募しない別の理由があるのであれば、全然応募しない理由は、県としてどのように考え、どのように改善する気があるのか伺う。

- 6 選定委員について、こどもなどについては分かるが、いろいろな人がいてよいと思うが、やはり指定管理の性質からすると、経営やマネタイズをどのようにするといった観点の専門家は、この中には全然おらず、何か公的な人しかいない。民間の活力を入れようと言っているが、民間の考え方を持っている人は誰も選定委員の中にいない中で、どのように民間の感覚で判定をするのか。少し行っていることと、言っていることの辻褄が合わないが、それだからこそ指定管理としての意義が失われているのではないかと思うが、それについて何か所見があれば伺う。

公園スタジアム課長

- 1 路線価を理由とするのはいかがなのかという質問を頂いた。今回の条例改正に当たっては、観点が3点ほどある。1点目は、利用料金の上限を上げていくこと、もう一つは、公園の土地の使用料を見直すということであり、路線価については、利用料金ではなく、公園の使用料の話と重なる部分があり、利用料金とは関係がないという状況である。
- 2 日産だけでなく、広島などそのようなスタジアムと比べてどうかという点である。委員もおっしゃられた代表選は、いろいろなところで行われていることは把握をしている。そのような中で、埼玉スタジアムは60,000人以上入るスタジアムであり、大規模集客施設の規模という点で見たときに、どのようであるかという視点で今回検討をした。広島や吹田そのようなところもあるが、規模的には少し下の規模かということがあるため、今回の検討の中では、国立や日産をメインとして検討したものである。
- 3 現在埼玉スタジアムについては、県有施設のマネジメント方針に基づき、長寿命化計画の中で事業しているところである。外壁の工事や椅子の取り替えなども含め現状行っている。そのような中で、徐々にではあるが、スタジアムについては対策をしているところであり、大規模改修については、今後検討をしていく必要があると捉えているが、現時点では、長寿命化対策を引き続き行っていくことで捉えている。
- 4 指定管理者1者のみということだが、特に、公園緑地協会が先頭になり取っているということで、競争性がないのではないかということである。そのような中で、特に選定されなかった公園はないのかという質問であったが、みさと公園で出たと聞いている。
- 5 私どもとすると、広く募集をし、そして複数応募していただきたいという気持ちは変わっていない。引き続き様々な取組をしながら、募集が広がるような取組をしていきたいと思っており、引き続き取組を進めていきたい。
- 6 経営やマネタイズの考え方がすごく重要ではないか、そのような視点について、しっかりと委員に入れた方がいいのではないかという質問であった。委員の指摘のとおり、いろいろな公園、先ほど説明させていただいたが、樹木の管理能力であったり、遊具の管理能力であったり、また、そのような多くの管理能力がある中で、委員が話をされた経営やマネタイズの考え方も、私も必要かと捉えている。どのようにしていくのかも含め、今後の指定管理の中では、何かできないかということも含めて検討していかなければならないと考えている。

諸井委員

- 1 答弁が具体的でなく、何か思いのような部分が多く少しはっきりとしないところがあるが、幾つか伺う。60,000人規模であるため、国立や日産スタジアムを参考にし、

比較対象にすることは良いと思うが、埼玉スタジアムは63,000だが、常に60,000入るわけではない。平日の夜であれば、20,000や15,000という場合もあり、全く60,000の箱だけ考えていれば良いということも違う。また、古いため、新しいスタジアムに対してどのようなものであるかという観点もあるため、そのような意味から、例えば、広島や吹田の使用料金と埼スタは、今回上げたことによりどのようなのか。60,000対、例えば、40,000だから、その割合で決まっているのか、それとも古いからその分を差し引いて同じであるのかなど、そのようなことは考えた数字になっているのか伺う。

- 2 大規模改修については、当面は長期利用だという話であったが、これも値上げをするのであれば、やはりそういうことを今行うというよりは、いつ行うということと一緒にセットにすると、県民に分かりやすく良いことかと思う。今までと何も変わらないのに、世の中みんな高くなっているから高くする、というだけの説得力は少し難しいかと思うが、それ以外に何かないのか。県民が納得するような理由が何かあるのか伺う。
- 3 指定管理1者のみということについて、緑地協会はみさと公園で選ばれなかったことがあるという話であったが、これは1回だけなのか。指定管理は20年ぐらい導入されていると思うが、何回行ったうちの1回であるのか伺う。本当に1回だけなのか、ほかにはないのか伺う。
- 4 それも含めてだが、実際に何社か話をすると、業界の人たちは諦めの感覚を持っているため、公募に努めると言っても、具体的な取組に何か変化がない限りは、恐らく公募には応じないことがこれからも続くと思うが、具体的な取組の話は、多くのところが入ってくるように努めるというだけであり、それだけでは全然変わらないと思うが、何か具体的なことを考えているのであれば、その具体的なことについて伺う。
- 5 経営の管理の観点は、そのようなことも入れていくということであり良いが、いろいろな分野の方、それからサッカーのスタジアムであれば、サッカーの団体の人やサッカー関係者は全く入っていない。例えば、戸田公園であればボート団体の方など、そのように実際に利用者など、そのような方も全く入っていない。そのため、そのような状態で正しく判断ができるのかということもあるため、そのようなことも含めて、先ほどの経営の観点ということも含めて、しっかりこの選定をしていただきたいと思うが、そのことについても伺う。

公園スタジアム課長

- 1 今回は60,000人規模という形で国立と日産を中心に見ている状況であり、広島や吹田については、ほかには長崎などもあるが、そのような部分は見ていないという状況である。
- 2 物価が上がっている状況の中で、現在のスタジアムをしっかりと管理をする。それが安心、安全も含めて一番重要かと思っている。そのためには、特に指定管理の中では、人件費や委託料、そして光熱費などが大体全体の7割ほどコストで占めている状況である。それをしっかりと確保していくことも重要かと考えており、そこについては、しっかりと理解を得ながら進めていきたいと考えている。
- 3 外れたのがみさと公園のみかということだが、現在私の方で1回だけと把握している。全体の回数は、公募によって全体がどのくらい上がっているかが分からないと、母数も分からないため、そこは分からないが、実際に今回のみさと公園の1回と聞いている。
- 4 執行部としては、引き続き応募ができるように、広く対応していきたいと考えている。

諸井委員

私が伺ったのは、5年に1回とし、指定管理を導入してから20年ぐらい、これもざっぱく数字だが、そのように考えると今までに3回、4回など更新が一つの施設についてあった。埼玉1個で、例えば、緑地協会は4回、5回応募をして全部選ばれている。そのようなことがほかの公園もたくさんあるわけだが、それば百何十回ある中の1回だけ落ちているのか、10回のうち1回であるのか、5回の1回であるのかということを伺っている。

公園スタジアム課長

例えば、みさと公園については、過去に5回指定管理の選定の機会があった。その中で1回分が、今回協会ではなく、別の団体が管理している状況である。先ほどの公募に対する具体的な取組だが、そのほかの取組としては、基本県のホームページ等で公募が広く入っていただけるように、過去の事業計画の内容を示したり、公園の特徴部分を出して、このような管理や内容が必要ということを出したり、あとはもう一つ、全体の県営公園が28公園あるが、28公園の次の指定のタイミングが大体分かるような形で広げ、広く応募をするような取組をしている状況である。

諸井委員

指定管理が1者のみというか、緑地協会とそれを取り巻くネットワークになりがちだという話の中で、造園業協会が幾つか入ってきていると承知しているが、この造園業協会というのは業界団体である。よって、造園業協会が主体的に何か事業を行っているわけではない。会社であれば分かるが、例えば、狭山の公園でなっている西武緑化など、そのような会社は分かるが、造園業協会は事業を行っているところではないので、委託をして、どのような仕事を造園業協会として仕事をし、そして何かあったときの責任は、造園業協会が責任を取るものなのか。そのような意味で、指定管理者としてどうなのかという問題もあるが、どのように考えているのか伺う。ここだけ業界団体に指定管理をお願いし、具体的な仕事をお願いするということは少し特殊な感じである。

委員長

先ほどの一つ前の答弁について、選定委員に関する、例えばサッカー関係者やボート利用者、利用関係者が入っていないという質問について答弁がなかった。それに対しても答弁を求める。

公園スタジアム課長

先ほどあった選定の中で、利用者の委員が入っていないということについてである。公園の選定に当たっては、公園の管理、運営がしっかりとできるということが一番重要と捉えている。興行主や利用者などあるが、基本的には公園がしっかりと運営できるかどうか、その視点が重要と捉えており、その点で委員の選定をしている状況である。続いて、造園業協会の件である。造園業協会の取組としては、造園業協会については、樹木の管理については専門的な能力を持っているが、造園業協会が指定管理者に入っている団体においては、造園業協会の中でいろいろと自主事業としてイベントをしたり、例えば、こどもたちを集めて樹木の名前を教えたりなど、そのようなイベントに関わりながら事業を進めている状況である。事故があったときの責任の話と造園業協会の話だが、もともと公募で募集をしている段階で、団体でどのように組むかは把握はできないため、団体で組まれて結果

的には応募をする状況であるため、その団体がどのような団体であるのかということについては、制限を掛けるということは考えていない。あくまで、民民の中での組合せの中で応募していただけるということである。よって、今回もし事故や責任があった場合についてはどうかということについては、これは指定管理者全体の枠組みの中で、コンソーシアムの中で考えられるべき問題と捉えている。

諸井委員

最後のことは非常にまずい答弁なのではないかと思うが、造園業協会は団体であり、造園業協会が指定管理になっても、実際に指定管理業務を行うのは団体に所属するどこかの会社の人になると思う。そのときに、その人が何か失敗や事故があったときに、協会に責任があるのか。それとも緑地協会も含めた全体が責任を取るということであるのか。そもそも、西武緑化管理などそのような会社であれば分かるが、このようなところはすぐわないのではないのか。成り立ちについては、指定管理者側のＪＶの組み方は勝手であるので、県は全く知らないという姿勢は、非常にまずくないか。それでは、誰が応募をしてきてもいいということになるのか伺う。

公園スタジアム課長

団体の中で動いている中で、協会が入っているコンソーシアムの中で、団体の会員による事故が起きた場合どうであるかという質問であった。そのような事故があった場合についても、基本コンソーシアムの中でどのような分担でリスク分担をしているのかということと、そこをしっかりとチェックをしながら、２次審査の段階では議論をして決めている状況であるため、ケースバイケースは多くあると思うが、その中で責任分担をして対応していると捉えている。

諸井委員

今の説明で、だからそれでふさわしいという結論には至らない説明だと思うが、何でそうでなければならないのかという、もう少し分かりやすく説明をしていただきたい。ほかのやり方はできないのか。なぜそうでなければならないのかということについて、それしかないのかということについて伺う。

都市整備部長

グループの場合の責任の話である。基本的には、全体の話としては代表者が全体の責任を取ることが大前提で、しかし公園の事業等について、個別でイベントを誰が主になって行うのかなど、企画等が異なることがある。そこは課長の答弁のとおり、グループの中でどのように責任をとっていくか、何か事故があったときはどこであるのかと話し合いながら行っていると理解をしている。

諸井委員

行っていくということよりも、最初にはっきりさせていなければならないのではないのか。起きてから何か話し合っただこうするということではないと思う。部長が公園スタジアム課長のときに、５年前に埼玉スタジアムの指定管理を行うときに、このような団体が入ってきたときに、当時、引退した野本先生が激怒していたことがあった。私もそれに１時間半か２時間ぐらい付き合わされたが、要するにおかしいということであった。このような業界団体のような、どこが責任を取るのかが分からない、造園業協会として委託を受け、その中

の1社が何かやったら、その会社が負うのか、造園業協会として責任を負いうる立場にあるのか、それはどうであるのか伺う。

都市整備部長

グループの話については先ほど申し上げたとおり、全体の責任については代表者が責任を取るということが、これまでもそうであり、今後もそのような形である。造園業協会個別の話は今は何とも言えないが、そのグループの中で造園業協会が行うといった仕事に関しては、造園業協会の責任だと理解している。

諸井委員

最後に確認する。造園業協会という団体が、その中の1者の人が何かがあったときに、責任を取り得るという見解でよいか伺う。

都市整備部長

造園業協会が行った仕事については造園業協会が責任を取るということである。

住宅課長

午前中に諸井委員から質問があった点で、県営住宅の管理方法として管理代行を選定することのプロセスを公表すべきではないかということだが、先ほどの繰り返しになるが、公営住宅の管理手法については、様々な角度から総合的に検討を要するものに該当すると考えており、そのプロセスを公表するということとはなじまないと考えている。

宇田川委員

- 1 様々な質問があったが、少し整理して質疑をさせていただく。170号議案関係、流域下水道についてだが、我々としては、受益者負担を軽減する方策は、合併浄化槽であったり幹線を整理していくことが必要かと思っている。それ以外の経費等を圧縮したりすることは、企業努力と思っている。よって、今後はこのような削減をしたことについて、報告できるようにしていただきたいと思っているが、今回の八潮の事故があったとおり、安全をしっかりと担保することが最重要課題かと思っている。そこには労務費であったり、働いている人たちのことを考える必要があるのかと思う。そのことを踏まえた上で、今後その報告を含めて、そのような体制が整備できるのか伺う。
- 2 126号議案関係だが、これは国庫交付金についてだが、我々としては、事故が原因で起きた工事費、補償は満額国が面倒を見なければならないという考えである。県も同じ認識だと思っているが、そのように今交渉を行っているのか再度伺う。

下水道局長

- 1 維持管理経費は極力削減していかなければならない、企業努力、経営努力がある。これは果たしていかなければならないものである。流域下水道事業の原資は、維持管理負担金で行っているため、昨今のエネルギー価格の高止まりによる労務費、修繕費、電気代、そのようなものは価格転嫁せざるを得ないものだと考えている。適正な水準に金額を設定し、運営が安定的に継続できるようにすること、それも使命だと思っており、責任だと思っているため、価格転嫁の部分にはせざるを得ないが、指摘をいただいたように、それだけでは県民の納得を得るのは難しいと思うため、しっかりとどのような削減をした

のか、その削減努力をしっかりと示していく、そのような努力も必要だと思うため、そのように取り組んでいく。

- 2 国にしっかりとこのような経費は求めていくべきではないかという話をいただいたが、確かに今回起こったことは経験がないことであるので、復旧の費用についても、どのような形で費用の負担を求めるのか、ルールも確立されていないため、これは国民的な議論が必要だと思うが、そのような中で、特定の流域に維持管理負担金という形で負担させることは果たしてどうであるのか。そのような議論をしっかりとしていかなければならないと考えている。そのような中で、国に求めるべきことはしっかりと求めていきたい、このようなスタンスで取り組んでいきたいと考えている。

宇田川委員

- 1 報告のことが全然答弁がなかった。受益者負担のことに安全を担保すること、働いている人たちにしっかりと働いてもらうような環境にすること、全部総合的に報告していただきたい。そのようなことを今後考えていかなければならないのではないかと話だが、その点をもう一度伺う。
- 2 交渉も、特別委員会の委員長なのでここで話することではないが、今回国が災害としては認めたわけである。だからこそのようなケースは、しっかりと100%満額、国で補償しなければならないのではないかとすることを、同じ認識で伝えないと、ほかの自治体が困ってしまう。だからこそ、それを伝えていただきたい。我々は伝えている。だから、やはり自治体に負担が掛からないようにしなければ駄目だというのは、同じ認識であるか伺う。

下水道局長

- 1 流域の市町に負担が掛からないような方策を検討していかなければならないと考えるので、そのような方向でしっかりと取り組み、その成果を報告できるようにしたいと考えている。

下水道事業管理者

- 2 八潮の事故を受け、財政的支援に関しては、私も知事と一緒に総務省、それから財務省に対して、財政的支援を要望してきたところである。議会から国に対して要望している内容については、私どもも国に対して要望しているところである。今後、すぐに財政的支援が100%になるという回答を頂いているわけではないが、粘り強く支援を要望してまいりたいと考えている。認識については同様である。

宇田川委員

なぜそれを一発目で言えなかったのか。その判断を最近少し迷ってるところをすごく感じられるため、どの場面でも、説明会にしても、やはりそこはしっかりと整えていただきたいと思うが再度伺う。

下水道局長

御指摘承った。

諸井委員

先ほどの最後の部長答弁の最終的に確認だが、造園業協会が行った業務については造園

業協会が責任を負うと、最後にそのような答弁をいただいたかと思うが、私が言っていることと少しずれていて、それは、造園業協会として仕事はしない、仕事をする団体ではない、仕事をする性質はない。造園業協会の中のどこかが仕事はするが、それも含めて、その中のどこかが行ったら、造園業協会として責任を取る、造園業協会として、例えば、損害賠償責任を負うなど、そのような理解でよいのか確認で伺う。

都市整備部長

まず、グループで応募された場合は、基本的には代表者であるところが全体責任を取るところである。業務については、それぞれのところが行ったところ、造園業協会が行ったことであれば、造園業協会が責任を取るということだ、と基本的には考えている。

諸井委員

答えになっていないが、造園業協会の中の何とか造園がこの公園の仕事を行った、そこで何か起きた、損害が起きた。そのときは何とか造園ではなく、造園業協会、及び緑地協会含めた何とかネットワークの両方責任を取るのか。それとも造園業協会が取るのか、個別の会社が取るとか、緑地協会が取るのか、どれであるのか伺う。

都市整備部長

事故のケースというのはいろいろあると思う。そのような中で、基本的なこととしては、コンソーシアムであれば、基本的には代表であるところが全体の責任を取るということであり、その中身として、造園業協会、協会にいる会社の業務の内容、事故の内容等に応じて責任等は決まってくると考える。

諸井委員

そもそも地方自治法で定める指定管理者の条件の中に、公の施設を一つの責任主体として自己の判断と責任で管理運営すると、そのように定義付けられているため、一つの責任主体というのが、今の答弁だとよく分からない。つまり、今行っている組み方など、応募する段階でふさわしくないという判断を本当はしなければならぬのではないかと思うが、その辺りはどのように、今の答弁を聞いても結局誰が、先ほど私が例として出した形であれば、緑地協会が責任を取るということか伺う。

都市整備部長

指定管理の形というのは、ほかにも自治体が指定管理を行ったりということである。基本的に公園の運営全体を預かるということで、運営権から利用料徴収権、管理権などを行っている。そのような全体の責任を取るということであれば、グループであれば代表が基本である。そのグループの中でどのような責任分担でいくかということは、その者の中で話し合っていて決めていくということであるため、代表が全体を仕切っているということである。

【付託議案に対する討論】**中川委員**

料金の値上げだが、リーマンショック、１０何年前から県庁も行政として戦略を持って、どのようにして料金を改定せずに済むかに行っていたかだったが、この物価高では自殺が増えかねないため、住民に説明することができないため、賛成することができない。議案では１７１号の２５０，０００円の給与改定と、１７０号の２１％に及ぶ値上げである。１３３号は、先ほどの諸井委員の質疑で全くよく分からない答弁だったので、ここに座るまでは賛成であったが反対である。１６４号も丸投げと思いたくないが、県庁に戦略があると思えないため反対である。

諸井委員

１３３号議案だが、人件費や物価高騰を理由に、多数の公園施設で利用料金の上限を大幅に引き上げると、上限を引き上げるだけで実際に上げるかどうかは別という話もあったが、実際にどこが幾ら上げるのか、いつ上げるのか、住民説明、県民への説明、広報はどのように行うのかということが条例上不明確であるため、その意味で指定管理者に裁量が広範囲になり過ぎていないか、また、県民への影響の試算の資料は後でいただけるということで、それがあれば判断もしやすいが、それが今の段階で示されていない。運動施設や駐車場など、生活利用に直結する施設が多いという観点からすると、更に説明をしていただきたいので、現時点で賛成しかねるため反対する。